

高圧受変電設備改修に関する仕様書

- 1 件 名 社会福祉法人 大阪市淀川区社会福祉協議会高圧受変電設備工事
- 2 工事予定日 日曜、祝日など休館日の日中に実施。具体日程については相談。
日中以外の作業が必要となる場合は落札後に受注者と協議のうえ決定します。
- 3 対象機器 改修の対象となる機器については別紙機器リストのとおり
- 4 業務の概要等
 - (1) 当該業務では、別紙で示した機器の改修更新を行うこと
 - (2) 受注者は、機器改修に際して、第1種電気工事士を配置し業務を実施すること
 - (3) 作業にあたっては、本会の保守管理業者の立会いを求め、必要な指導・助言を受けること
 - (4) 交換後は、法令に基づく当該電気工作物の測定・試験を行い、経済産業省等で求める電気設備技術基準の規程に適合しない事項があるときは、保守管理業者に必要な指導または助言を求めること
 - (5) 交換した電気機器は、受注者が処分すること。また産業廃棄物管理票（マニフェスト）を作成すること
 - (6) 電気工作物の事故発生等の場合は、応急処置を指導するとともに、事故原因の探求に協力し、必要に応じて検査を実施すること
 - (7) 完了後、受注者は危機に関する内容（実施日、実施者名簿、機器名ならびに施工写真、交換後に実施して試験の内容及び結果、産業廃棄物管理票）を書面により提出すること
- 5 その他
 - (1) 本仕様書に関する事項、または、疑義が生じた場合は担当者との協議のうえ決定するものとする。
 - (2) 取付費・工事費・処分費・養生費・試験費・諸経費以外に必要な経費がある場合は別途計上のこと。
 - (3) 事前調査など現場確認が必要な場合は、事務局までご連絡ください。